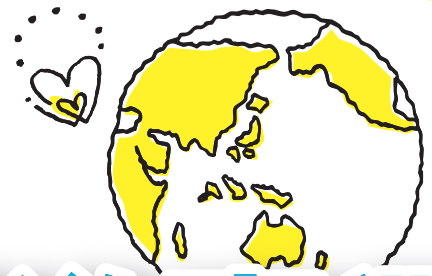




玉野市のガンバル商工事業者を
応援します！



重点支援地方交付金
活用事業

玉野市 省エネ投資促進事業 補助金

エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける中小企業者に対し、
収益力向上やDX推進などに資する省エネルギー設備等の導入への
取り組みにかかわる費用の一部を支援します。

受付
期間

令和8年 令和8年
7月27日~12月28日 (消印有効)まで **先着順** (書類が不備なく受理
されたものより受付)

※なお、期間中でも予算がなくなり次第終了とさせていただきます。
(終了時間同日受理の場合は、抽選とさせていただきます。)

補助
対象者

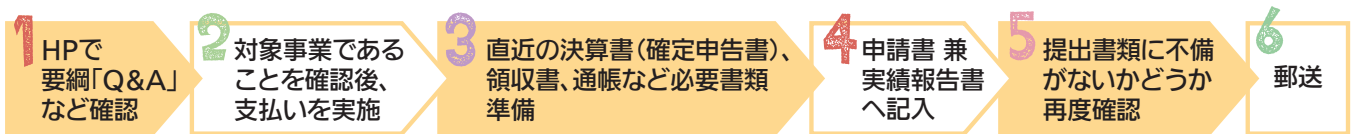
- ①市内中小・小規模企業者(個人事業主を含む)※裏面参照ください。
※玉野商工会議所会員以外でも申請できます。
- ②市税の滞納がない
- ③申請日時点で事業を継続していて、今後も事業を継続する意思がある者
- ④個人事業主は事業所得が総所得の2分の1以上ある者のみ
(給与や年金所得の方が多し者は不可)

補助限度額 **上限 50万円 下限 5万円**
(税抜き部分を補助)

補助率 **5分の4**



○申請の流れ (申請は1事業者1回限り) ※原則郵送で受け付けいたします



〈申請時の注意事項〉 補助対象設備・機器が国・県・市等の他の補助金と重複する場合は補助金の交付が受けられません。
補助対象に該当するかどうか不安な方は、必ず実施前に事務局までお問合せください。



(郵送先) 〒706-8533 玉野市築港1-1-3

玉野商工会議所 (玉野市省エネ投資促進事業補助金事務局)宛 **申請書類在中(赤字で)**

補助対象となる事業用の省エネ設備・機器

市内の工場・店舗・事務所等へ設置するもの

生産設備やサービス等を提供するために必要な事業用の省エネ設備・機器(更新)に限定

※更新前と比較して、1台ごとに**5%以上の**省エネルギー効果が見込まれる設備・機器が対象
(設備・機器メーカーまたは、納入業者による証明書が必要です。)

補助対象経費 補助対象経費はすべて税抜き金額になります(消費税は対象外です)

※令和8年4月1日以降に補助対象となる設備等購入された者も対象といたします。

1 省エネ設備等購入費、省エネ設備設置(委託)工事費(更新に限る)

事業に付随する省エネルギー効果の高い生産設備の導入

※主な対象設備例/工作機械、高性能ボイラなど

2 環境整備費(更新に限る)

工場等で省エネ対策として取り組む空調、照明機器等の設備導入

※主な対象設備例/LED照明設備、高効率空調機器、厨房機器、冷凍・冷蔵庫、フォークリフトなど

3 商品・サービス導入

業務効率化や省エネ対策のための新たな商品・サービスの導入

※ソフトウェア購入(汎用性が高いものを除く)、WEBサイト制作費、セキュリティ対策、技術指導費など

4 販路開拓

新たな販路開拓として省エネ対策として移動を控えて行うもの ※ECモール、オンライン商談会など

5 デジタル化による生産性向上

生産性向上や省エネ対策に向けたデジタル機器などの導入。

(PC等デジタル機器の購入に関しては③ or ④ と同時に実施する場合に限定されます。)

補助経費対象外例

中古品の購入、公租公課、光熱水費、通信費、保険料、手数料、申請書類作成や補助事業実施に関する人件費・旅費、既存設備の処分費用、設備のリース・レンタル料等(例示の経費以外の設備など判断に迷われる方は事務局までお問合せください)

本補助金における中小・小規模事業者の定義

▼支給対象となりうる者

- 会社および会社に準ずる営利法人
(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合)
- 個人事業主
(事業所得が総所得の1/2以上ある者のみ)
(商工業者であること)
- 以下の要件を満たした特定非営利活動法人
 - ①法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)を行っていること
 - ②認定特定非営利活動法人でないこと

▼支給対象にならない者

- 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人
- 協同組合等の組合 ○任意団体等 ○宗教上の組織又は団体、政治団体
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
- 医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人、(病院・助産所等を個人名義で開設している)医師、歯科医師、助産師
- 個人農林漁業者及び農事組合法人
- 本補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと認められる事業者

中小・小規模事業者(下記のいずれかを満たすこと)

業種分類表	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②~⑦以外)	3億円以下	300人以下
②ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
③卸売業	1億円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下
⑤サービス業(⑥⑦以外)	5千万円以下	100人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5千万円以下	200人以下



不正受給は
重大な犯罪です!
虚偽の申請は
絶対に行わないで
ください。

<問い合わせ先> 玉野市築港1-1-3

玉野商工会議所 玉野市省エネ投資促進事業補助金事務局 係

Tel:0863-33-5010(9時~17時 土日祝日除く)

